

国民健康保険に加入している皆さんへ

10月は保険証の更新月です。

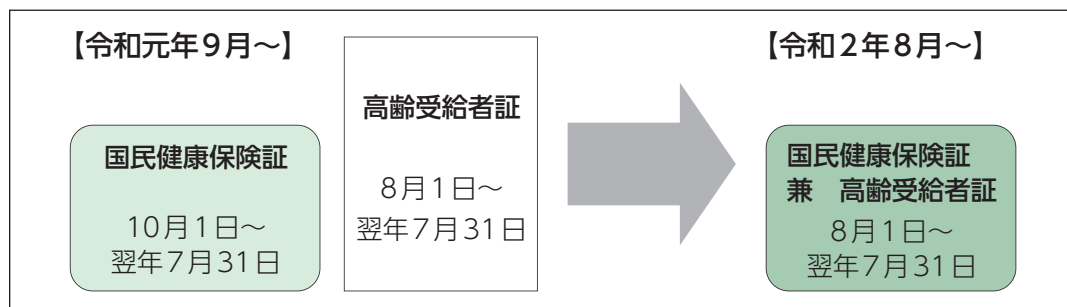
現在お持ちの保険証の有効期限は平成31年9月30日（令和元年9月30日）です。
新しい保険証を9月下旬までに郵送（簡易書留）します。保険証はカードタイプで、ひとりずつ持つていただくことになります。

10月1日以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

保険証の有効期限が変わります。

国民健康保険証と高齢受給者証（対象年齢70歳～74歳）を令和2年8月から統一するために、令和元年9月中にお届けする国民健康保険証の有効期限を、高齢受給者証と同じ令和2年7月31日に変更します。

※この変更のために行う手続きはありません。



期限切れの保険証は、保健福祉課又は各振興センターで随時回収しております。（郵送可）ご自身で責任を持って処分していただいても結構です。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

	こんな場合	届出に必要なもの
国保に入る	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被保険者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめる	職場の健康保険に加入した	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入証明）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	

届出には「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、窓口に来られた方の本人確認ができるものが必要です。

※国民健康保険から他の健康保険に加入した場合※

国民健康保険は、他の健康保険に加入しても、自動で喪失はしません。

国民健康保険の切り替えには、役場で手続きが必要です。手続きをしないまましていると、国民健康保険税の支払いが続くことになります。上記の届出に必要なものをご持参のうえ、鏡野町役場の窓口で手続きを行ってください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当：山本・安藤

電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981